

建物除却補助金 事前協議書 (表) 令和 年 月 日

氏名 (□申請者(補助対象者) \_\_\_\_\_)

住所 \_\_\_\_\_

□代理人 □氏名 \_\_\_\_\_

建築・除却場所 嘉手納町 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

役場職員 □瑞慶山 ・ □金城

記

1. 新築する住宅について

- ① 令和9年3月末までの制度です。(建築確認済証の交付日が□平成29年5月1日以降)
- ② □完了検査を受けること。申請は工事完了した日から6ヶ月以内に、除却建物の建物登記簿全部事項証明書(法務局にて入手)等、必要書類を添えて提出すること。
- ③ □住宅等所有者の場合は、5年以上居住すること
- ④ □賃貸住宅の場合は、礼金を受け取らないこと  
□住民基本台帳に記載される方が入居する住宅であること
- ⑤ 予定建築工期 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日～ 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
- ⑥ 建築する居住用建物は \_\_\_\_棟
- ⑦ 新築住宅の種類 □住宅：50㎡～280㎡ □専用住宅 (□多世帯住宅 \_\_\_\_戸) □分譲マンション □併用住宅 (□住宅割合 1/2 以上) ・ □賃貸住宅 □40㎡以上 ( \_\_\_\_戸)
- ⑧ □取得・・・工事請負契約又は売買契約により、適正な対価を支払って入手すること  
(相続、贈与又は交換によるものは除く。)

2. 除却対象建物 \_\_\_\_棟 (建物：□住宅 \_\_\_\_棟 □その他 \_\_\_\_棟)

除却予定日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

- 除却建物に所有権以外の権利が設定されていないこと
- 家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に登録されている建物(不明なものは確認すること)
- 除却建物の所有者が除却・□除却建物の共有者の代表者が除却
- 除却建物の所有者から除却の委任を受けた方 (委任状が必要)
- 補助申請は、新築住宅等が完了した日から6ヶ月以内に提出すること  
(除却申請する方と新築取得する方が異なる場合特に留意する事)

3. 次に掲げる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと

- 除却建物の所有者が個人である場合は、当該個人及びその同居者全員
- 除却建物の所有者が法人である場合は、当該法人及び役員等

4. □申請内容に疑義が生じた場合は、申請書類等に関係課へ提示することがあります。

5. □除却する前に建物の確認を行いますのでご連絡下さい。

6. □建物除却補助金に関わる必要書類(裏面)について確認しました。

| 課長 | 係長 | 係 | 係 |  |
|----|----|---|---|--|
|    |    |   |   |  |

上記内容を確認しました。署名 \_\_\_\_\_

(表)

## 建物除却補助金に関わる必要書類の保管について(裏)

下記に掲げる書類等を添付して、新築住宅等が完了した日から6ヶ月以内に申請しなければなりません。

必要な書類を確認して大切に保管して下さい。

※補助対象者の同意を得て町の公簿等により確認することができるときは、(5)の添付を省略することができる。

- (1) 除却建物の除却に要した経費を証するもの(領収書の写し)
- (2) 除却建物の位置図及び除却前・後の写真
- (3) 除却建物の登記事項証明書(登記された建物は法務局にて入手)  
※未登記の場合は、資産証明書(嘉手納町役場税務課にて入手)
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類(各種別のマニフェスト伝票(E)の写し)
- (5) 町税等の未納がないことを証明する書類  
(補助対象者が個人の場合は、当該個人及びその同居者全員について提出すること。)
- (6) 補助対象者以外に、除却建物の共有者がいる場合は、共有者同意書(様式第2号)  
※実印を使用するので、印鑑証明書を添付して下さい。(町民保険課にて入手)
- (7) 除却建物の所有者以外の者が申請するときは、当該除却建物の所有者からの委任状
- (8) 居住用建物が建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条に基づく完了検査を受けていることを証明できる書類(検査済証の写し)
- (9) その他町長が必要と認めるもの